

# 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援について

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策を紹介します。

制度の詳しい内容や申請手続きなどについては問い合わせください。

※掲載している情報は、1月5日現在のものです。最新の情報は市ホームページや問い合わせ先で確認してください。

## 個人・世帯向け支援（生活支援）

区分	対象	名称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先
	益田市に住民票のある令和2年4月28日～令和3年3月31日の間に生まれた新生児	益田市新生児特別給付金 ※広報ますだ令和2年10月号8ページをご覧ください。	[受給者] 対象となる新生児と同居する保護者等 [給付額] 対象となる新生児1人につき10万円 [申請方法] 郵送または窓口 ※乳幼児医療のご案内の際に、申請書および返信用封筒をお渡します。	4月30日(金)	市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	児童手当の受給者 (特例給付を除く)	子育て世帯への臨時特別給付金	[給付額] 対象児童1人につき1万円 ※児童手当の手続きがお済みでない方は早めに手続きをお願いします。	[公務員以外の方] 原則、申請不要 ※公務員の方の申請受付は令和2年9月30日(水)で終了しました。	市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	0歳～15歳の子を持つ児童手当の受給者 (特例給付を含む)	益田市子育て世帯臨時特別給付金	[給付額] 対象児童1人につき1万円 [申請方法] 郵送または窓口 ※公務員の方や益田市以外で児童手当を受給している別居監護の方は申請が必要です。	[公務員以外の方] 原則、申請不要 [左記の※に該当の方] 申請受付は令和2年12月28日(月)で終了しました。	市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
給付	令和2年6月分児童扶養手当の受給者および公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方	ひとり親世帯臨時特別給付金 【基本給付・追加給付】	[給付額] 基本給付：1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 追加給付：1世帯5万円 [申請方法] 郵送または窓口 ※広報ますだ令和2年8月号22～23ページ、令和3年1月号22ページをご覧ください。	[児童扶養手当受給者 基本給付] 原則、申請不要 [上記以外の方] 2月26日(金)	市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	所得額により児童扶養手当を受給していない方で、家計が急変した方	ひとり親世帯臨時特別給付金 【基本給付】			
ひとり親世帯	令和2年6月分児童扶養手当の受給者および公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方で、基本給付を受けている方	ひとり親世帯臨時特別給付金 【基本給付(再支給分)】	[給付額] 基本給付(再支給分) 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 [申請方法] 郵送または窓口	[令和2年12月11日時点で基本給付を受けている方] 申請不要 [令和2年12月11日時点で基本給付の申請をしていない方] 2月26日(金)	市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	所得額により児童扶養手当を受給していない方で、家計が急変したことにより基本給付を受けている方				
	令和2年7月分～12月分の児童扶養手当の受給者および公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方で、国の実施するひとり親世帯臨時給付金の給付を受けていない方	益田市ひとり親臨時特別給付金	[給付額] 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 [申請方法] 郵送または窓口	[児童扶養手当受給者] 申請不要 [上記以外の方] 2月26日(金)	市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134

区分	対象	名称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先	
給付	国民健康保険被保険者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	傷病手当金	[支給額] (直近の3カ月の給与収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	(適用期間) 令和2年1月1日～令和3年3月31日	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180	
	後期高齢者医療制度加入者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	後期高齢者医療傷病手当金	[支給額] (直近の3カ月の給与収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	(支給対象期間) 令和2年1月1日～令和3年3月31日	島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0852-20-7526 市保険課 ☎ 31-0215 FAX 24-0180	
	休業等により家賃の支払いおよび住居の確保が困難な世帯	生活困窮者住居確保給付金	[支給先]家主へ直接支払い [給付額]家賃相当額 (世帯員数によって上限あり) [支給期間]原則3カ月(最大9カ月) ※令和3年3月31日までに新規で申請した方に限り、最大12カ月まで延長可能 [申請方法]窓口(郵送可)	随時	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177	
貸付	休業等により一時的な生活資金が必要な世帯	緊急小口資金(特例貸付)	[貸付額]10万円以内 (特例の場合は20万円以内) [償還期間]2年以内(据置期間1年以内) 無利子	3月31日(水)	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177	
	収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯	総合支援資金(特例貸付)	[貸付額]単身世帯:月額15万円以内 2人以上世帯:月額20万円以内 [貸付期間]原則3カ月以内 [償還期間]10年以内(据置期間1年以内) 無利子	3月31日(水)	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177	
納税・支払猶予等	事業収入・給与収入等が前年同期よりおおむね20%以上減少した方(事業者含む)	徴収猶予	[対象となる市税] 令和3年2月1日までに納期限が到来する市税(個人市県民税、法人市民税、固定資産税) [猶予期間]最長1年間 ※国税・県税ともに同様の制度があります。詳しくは問い合わせください。	各納期限まで	【市税】 市税務課収納対策室 ☎ 31-0611 FAX 23-3929 【国税】 国税局猶予相談センター ☎ 0120-683-754 【県税】 西部県民センター益田事務所 ☎ 31-9516	
	国民健康保険税	事業収入等が前年同期よりおおむね20%以上減少した世帯	徴収猶予	令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限のあるもの	各納期限まで ※令和元年度9期、10期分についてはご相談ください。	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
		主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、事業収入等が前年より30%以上減少した世帯	減免	令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの	3月31日まで	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
	後期高齢者医療保険料	感染症の影響等により保険料の納付が困難となった方	徴収猶予	※後期高齢者医療保険料に関することは、右記へ問い合わせください。		島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0852-20-7526 市保険課 ☎ 31-0215 FAX 24-0180
		世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年事業収入等の額より30%以上減少した方	減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの ※後期高齢者医療保険料に関することは、右記へ問い合わせください。		
	国民年金保険料の納付が困難な方	免除等	※国民年金保険料の免除・納付猶予については、右記へ問い合わせください。		ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 日本年金機構浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670	

区分	対象	名称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先
納税・支払猶予等	感染症の影響等により介護保険料の納付が困難となった方（主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、事業収入等が前年より30%以上減少した世帯の方）	減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの	3月31日まで	市高齢者福祉課 ☎ 31-0682 FAX 24-0181
	水道料金・下水道使用料の支払が困難な方（事業者含む）	支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談	納入期限の到来前まで	市上下水道部業務課 ☎ 31-0422 FAX 24-2711 市上下水道部下水道課 ☎ 31-0323 FAX 23-0930
	市営住宅入居中で急激に収入が減少した方	家賃減免 分割納付	家賃の減免・分割納付の相談 [減免額] 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 [減免期間] 申請月の翌月から令和3年3月分家賃まで	随時	島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所 ☎ 31-1530 FAX 31-1531
その他	解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方	市営住宅の提供	市営住宅の提供の相談 [入居期間] 3カ月（更新可能）	随時	市建築課 ☎ 31-0382 FAX 31-0005

## 事業者向け支援

区分	対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
休業補償	従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例)	[助成率] 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業 一律 10/10 [上限額] 1人あたり日額15,000円	益田公共職業安定所 ☎ 22-8609
資金繰り	令和2年1月～12月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業等	持続化給付金	[給付額] 法人:200万円まで 個人事業者:100万円まで [申請方法] 原則、電子申請 [申請期限] 1月15日(金)	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-279-292 ※8月31日以前に申請された方 ☎ 0120-115-570
	セーフティネット保証等の認定事業者	中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	[限度額] 4,000万円 [利子] 一定の条件で融資後3年間実質無利子 [信用保証料] 一定の条件で国・県が全額補助	取引先金融機関
	セーフティネット保証等の認定事業者で、上記の感染症対策資金を満額借り入れた事業者	中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	[限度額] 8,000万円 [利子] 一定の条件で融資後4年間実質無利子 [信用保証料] 一定の条件で国・県が全額補助	
	売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等	日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	[限度額] 中小企業者:6億円 小規模個人事業主:8,000万円 [利子] 一定の条件で融資後3年間実質無利子 [担保] 無担保	日本政策金融公庫 ※申請にあたっての相談は、益田商工会議所(☎22-0088)でも対応可能
	県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った事業者	益田市緊急信用保証料補助金	支払われた信用保証料の一部を助成 ※補助対象および補助額は融資制度によって異なります。 [補助額] 10万円または40万円	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
その他	令和2年5月～12月の間で売上が前年同月と比較して50%以上減少している事業者または令和2年5月～12月の間で連続する3カ月の売上が30%以上減少している事業者	家賃支援給付金	月額家賃の一部を助成 [給付額] 個人事業主:最大300万円 法人:最大600万円 [申請方法] 原則、電子申請 [申請期限] 1月15日(金)	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	事業継続に向けた売上確保のために新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者	益田市商業・サービス業感染症対応支援事業	感染防止対策(飛沫拡散防止や非接触)にかかる経費の一部を助成 [補助率] 4/5以内 [上限額] 80万円(下限額8万円) [申請期限] 1月29日(金) ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437

区分	対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
その他	地域資源を活用した商品開発・販路開拓を行う事業者	益田市商品開発・販路開拓支援事業	①商品開発・改良支援事業 [補助率] 2/3 [限度額] 50万円 ②販路開拓・拡大支援事業 [補助率] 2/3 [限度額] 国内:10万円 海外:30万円	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
	令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期と比較して30%以上減少している中小事業者等	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る固定資産税の特例措置	事業用家屋および設備等の償却資産にかかる令和3年度分固定資産税を軽減 [軽減率] 収入減少率が30%以上50%未満:1/2 収入減少率が50%以上:全額 [受付期間] 2月1日(月)まで	市税務課固定資産税係 ☎ 31-0610 FAX 23-3929
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置に、新型コロナウイルス感染症に関する措置が規定 [措置対象期間] 令和2年5月7日～令和3年3月31日 ※詳しくは問い合わせください。	本助成金および新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口 島根労働局雇用環境・均等室 ☎ 0852-20-7007
	市内にサテライトオフィス、コワーキングスペース、シェアオフィスを開設しようとする事業者	益田市サテライトオフィス等整備支援事業補助金	[補助対象経費] インターネット環境、空調、照明、その他オフィス機能として必要な整備・改修費用 ※令和2年4月1日以降に着手し、令和3年2月28日までの間に完了する整備・改修で、総額が10万円以上のもの [補助金額] 上限100万円 [申請期限] 3月1日(月)	市人口拡大課 ☎ 31-0173 FAX 23-7708

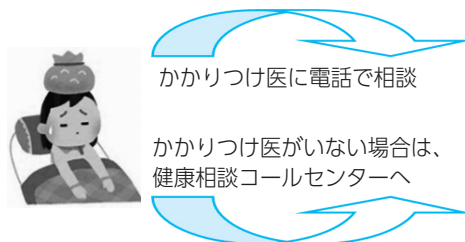
## その他の支援

対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
島根県でテレワークにより勤務を行う県外企業の従業員や個人事業者	しまねUIターンテレワーク支援事業	県外の方が島根県でテレワークをするための経費の一部を助成 [対象経費] 通信費、シェアオフィス使用料、雇用企業への出張交通費など ※詳しくは問い合わせください。	島根県しまね暮らし推進課 ☎ 0852-22-5687 FAX 0852-22-5761

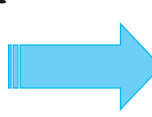
## 発熱や風邪の症状がある時は、医療機関に行く前に まずは **電話で相談** しましょう！！



- 発熱等の症状がある場合、まずはかかりつけ医に電話で相談をしてください。  
※相談の結果、健康相談コールセンターや発熱外来等、診療・検査が可能な医療機関をご案内する場合があります。
- かかりつけ医がいない場合は健康相談コールセンターへご相談ください。診療や検査が可能な医療機関をご案内します。



かかりつけ医で診療・検査を行う場合と、診療や検査が可能な医療機関をご案内する場合があります。



診療・検査

しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』

☎ 25-7011 (全日 8:30 ~ 21:00)

※電話での相談が難しい方は FAX をご利用ください。FAX 0852-22-6328

※急を要する場合は、上記以外の時間でも受け付けます。

～新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別や偏見をなくしましょう～